

募集 介護保険等運営協議会委員

元気高齢課・☎22270

内容 介護保険事業計画の策定や地域包括支援センターの運営など

対象 市内に在住で、介護保険などに関心のある40歳以上の方

任期 7月～令和5年3月

※今年度の会議は6回程度。

定員 1人

申込 5月26日(火)(必着)までに住所、氏名、生年月日、電話番号と『高齢者福祉に関する意見』

(800字程度)を書いて、同課(本庁舎1階)へ持参または郵送(〒326-8601足利市役所元気高齢課)

※書類選考を行い、応募者には選考結果を通知します。

募集 建築・景観賞の候補

都市計画課・☎2167

☒tokei@city.ashikaga.lg.jp

良好な景観を創り出す建築物やまちなみ、まちづくり活動などを表彰します。

募集部門・対象

▽**建築文化部門** 市内の良好な景観の形成に寄与している建

築物(庭園などを含む)

▽**まちなみづくり部門** ①まちなみ②モニユメント、サイン、

屋外広告物、樹木など③個人や団体による活動

応募方法 5月25日(月)から7月

10日(金)(消印有効)までに応募用紙に写真を添付して同課(本庁舎5階)へ持参、Eメールまたは郵送(〒326-8601足利市役所都市計画課)

※自薦・他薦を問いません。

※応募用紙は同課、各公民館、市ホームページで入手可。

審査・表彰 書類審査と現地審査後、11月に結果発表と表彰を実施

※入賞作品推薦者に記念品を贈呈

募集 生涯学習奨励賞の候補

生涯学習課・☎1311

対象 10年以上にわたり、市民の模範となるボランティアやスポーツ、学習活動などを実践している方や団体

推薦方法 5月29日(金)(必着)ま

で推薦書に活動が分かる写真5枚程度を添付して同課(生涯学習センター内)へ持参または郵送(〒326-0052市内相生町1-1)

※自薦・他薦を問いません。

※推薦書は同課、各公民館、市ホームページで入手可。

審査・表彰 選考委員会で審査選考を行い、10月10日(土)の生涯学習振興大会で表彰

募集 河川愛護モニター

渡良瀬川河川事務所

☎5557・FAX5571

内容 日常生活の中で知り得た河川の情報を連絡

任期 7月1日(水)から2年間

対象 渡良瀬川、桐生川、矢場川近隣に住む20歳以上の方

※手当の支給があります。

申込 5月18日(月)までに電話か

ファクスで同事務所

※応募要綱は同事務所、市道路河川保全課、同事務所ホームページで入手可。

募集 不要になった学生服など

制服リサイクルバンク

☎4411

受付日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)／午前10時～午後4時(12月から2月は午後3時30分まで)

場所 ニューミヤコホテル1階

お詫びと訂正

本紙4月号に誤りがありました。ご迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。

訂正箇所

●4ページ中段

正しくは…子どもの夢づくり事業(103万円)

●7ページ中段

正しくは…建て替える前の住宅の床面積(㎡)×22,500円



(東武足利市駅北口)
内容 制服(中・高生)、ワイシャツ、ブラウス、スカート、運動着、柔道着、ランドセルなど
▼譲る方 無料で提供できる方
↓提供品を同バンクへ持参
※クリーニングは不要です。
▼譲って欲しい方 市内の中学校・高校に通学している方に限る(目的的外利用を防ぐため、名前などの申告あり) ↓同バンクへ来場
※クリーニング代程度の負担あり。



障がいのある方の安心した日常生活をサポート

心身障がい児者の福祉サービス

障がい福祉課
☎2134

サービスの内容によっては障害者手帳(身体障害者・療育・精神障害者保健福祉)の交付を受ける必要があります。

障害者総合支援法のサービス

自己負担額は費用の1割です

- ※市民税非課税の障がい者、障がい児の保護者はサービスにより負担軽減があります。
- ※難病患者の方もサービスを利用することができます。
- ※介護保険の対象者は介護保険のサービス(介護や福祉用具の貸与)が優先されます。

障害福祉サービス

ホームヘルパーの派遣、短期入所、就労移行支援など

※サービス内容によっては障害支援区分の認定が必要です。

▶上記の申請は右記相談窓口

障害者移動支援

外出の付き添いなど

日中一時支援

日中に短時間のお預かり

訪問入浴

事業者が浴槽を持って自宅へ訪問

福祉ホーム

自宅生活が困難な方に居室を提供

社会参加促進

自動車改造費用の助成など

日常生活用具の給付

日常生活に必要な生活用具の給付(ストーマ装具、紙おむつを含む)

補装具費の支給(購入・貸与・修理)

身体の機能障がいを補うために必要な補装具費の支給

※日常生活用具、補装具は種目により障がい名、等級、年齢などによる対象要件があります。事前に必ずご相談ください。

▶上記の申請は同課 障がい支援担当・☎2134

相談窓口

▶障がい児者全般

足利市障がい者基幹相談支援センター
(足利市総合福祉センター内・東砂原後町)

☎440307

毎週月曜日の午前9時30分～正午は、障がい福祉課(本庁舎1階・窓口23番)でも相談を行っています。

▶精神障がい者

地域活動支援センター・あしかが

(青木病院内・本城一丁目)☎412643

地域活動支援センター・ハートランド

(前沢病院内・福居町)☎700811

▶就業相談

両毛圏域障害者就業・生活支援センター

(安足健康福祉センター内・真砂町)☎442268

相談内容

- * 仕事や人間関係などに関する相談や助言
- * 医療・保健・福祉などの専門機関との連携や紹介など
- * 就業に関する相談や助言、職業準備訓練のあっせんなど



各種手当

特別障害者手当

20歳以上で常に特別な介護を必要とする在宅の重度心身障がい者

障害児福祉手当

20歳未満で常に介護を必要とする在宅の重度心身障がい児

特別児童扶養手当

20歳未満の心身障がい児を養育している方

※内部疾患・精神障がいの方も該当する場合があります。

▶上記の申請は同課 障がい福祉担当・☎2169

減免・割引

有料道路通行料金の割引

障がい者本人が運転か、障がい者に乗せて介護者が運転する場合

NHK受信料の免除

半額免除=視覚、聴覚または重度の心身障がい者が契約者で世帯主の場合

全額免除=身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の場合

その他

意思疎通支援

聴覚障がい者のために手話通訳者や要約筆記者を派遣

▶社会福祉協議会

FAX440529

点訳・音訳あしかがみ

視覚障がい者のために点訳版・音訳版の広報紙を郵送

▶視覚障害者福祉ホーム

☎412200

※障がい福祉課窓口にもあります。